## ○京都橘大学研究倫理教育委員会規程

2016年2月22日 制定第2222号

最近改正 2021年3月23日

(名称)

第1条 京都橘大学に研究倫理教育委員会(以下「教育委員会」という。)をおく。 (目的)

第2条 教育委員会は、「京都橘大学研究活動における倫理指針」の遵守のため、必要と する研究倫理教育を企画、立案、実施することを目的とする。

(運営と体制)

- 第3条 教育委員会に委員長をおき、副学長がこの任にあたる。
- 2 教育委員会は、次の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。
  - (1) 委員長
  - (2) 研究倫理教育責任者(「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および 対応等に関する規程」第6条による)
  - (3) 教務部長
  - (4) 研究倫理委員 若干名
  - (5) 教学事務部長
  - (6) 学術振興課長
- 3 教育委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員長は、研究倫理教育の企画、立案、実施の状況について部長会に報告する。 (事務主管)
- 第4条 教育委員会の事務は、学術振興課が行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。